## 取 扱 基 準

名 称	新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金
補助区分	運営費補助 ■   事業費補助 □
補助金の概要	地域コミュニティの活性化と市民と地域が高め合う安心協働都 市の実現のため、地域コミュニティ協議会の事業に要する経費の 一部を助成する。
目標	数値化 □   非数値化 ■
	地域コミュニティ協議会の安定した運営を図り、地域と行政が協働してまちづくりに取り組む環境を整備する。 (秋葉区内の11地域コミュニティ協議会)
	〈目標が数値でない場合の評価方法〉 ・自主的・主体的に地域課題が解決されているか。 ・コミュニティ活動の推進が図られているか。
<u>補助事業者</u>	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	・協議会の運営活動費・その他市長の認める事業
補助額 及びその算定方法 又は補助率	1協議会につき、次の合計額を助成する。 【基本額】50万円(2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会は70万円) 【規模加算額】20万円:2千世帯未満、40万円:2千世帯以上4千世帯未満、60万円:4千世帯以上※補助率:対象経費の10分の10
	地域コミュニティ協議会は財政基盤が弱いことから、安定した連営の確保を図り、自立に向けた基盤づくりを行う必要があるため
開始時期	令和 6年 4月 1日
評価の時期	令和 8年 9月30日
終期	令和 9年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 地域コミュニティ協議会の運営費の一部は、新潟市の補助金に基づくものである旨を 表示 [媒体] 会報、予算書、決算書等
担当部署	秋葉区役所 地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ 電 話: 0250-25-5670 (直通) e-mail: chiikisomu. a@city. niigata. lg. jp